

平成29年12月13日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

I	台風第21号による被害状況について	1
II	平成29年度県土整備局所管公共事業の評価結果について	3
III	神奈川県都市公園条例の一部改正について	8
IV	由比ガ浜地下駐車場・片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の選定基準について	9
V	河川の減災に係る取組について	12
VI	酒匂川総合土砂管理プランの改定（素案）について	14
VII	大磯港・真鶴港の指定管理者の選定基準について	18
VIII	神奈川県県営住宅条例の一部改正について	21
IX	神奈川県建築基準条例及び収入証紙に関する条例の一部改正について	22

I 台風第21号による被害状況について

1 台風第21号の本県への影響

(1) 台風の概況

10月16日に発生した台風第21号は、21日に超大型で非常に強い勢力となり、次第に速度を上げて日本の南を北上した。

23日午前3時頃には、超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸、その後、暴風域を伴ったまま、東海地方及び関東地方を北東に進んだ。23日午前9時には福島県沖に抜け、その後、北海道の東で温帯低気圧に変わった。

(2) 降雨の状況

県内では、23日に所々で1時間に50mmを超える非常に激しい雨を観測し、21日0時から23日12時までの総降雨量は、相模原で333mm、相模湖で332mmに達した。相模原では、23日午前3時までの1時間に56mmの非常に激しい雨を観測し、日最大1時間降雨量の10月としての最大値を更新した。

(3) 風の状況

横浜地方気象台における風の観測値

最大風速 秒速16.5m/s(23日午前5時27分 南南東の風)

最大瞬間風速 秒速32.3m/s(23日午前4時17分 南南東の風)

(4) 気象警報等の状況

県内では、10月22日午前10時20分に大雨警報が発表され、その後、午後10時15分までに波浪警報、土砂災害警戒情報、暴風警報、洪水警報及び高潮警報が発表された。警報は、翌23日午後8時38分までには全て解除された。

なお、本県で高潮警報が発表されたのは、平成23年9月以来6年ぶりである。

2 県土整備局の対応

県土整備局では、大雨注意報が発表された10月21日午前11時21分から水防体制を整え、本庁35名及び土木事務所等244名の合計279名で警戒にあたった。

3 県土整備局所管施設の主な被害

区分 (箇所数)	主な被害			被害額
	施設名	被害箇所	被害の内容	
道路 (3路線・ 5箇所)	国道134号	横須賀市	・擁壁崩壊	約6千万円
河川 (8河川・ 13箇所)	一級河川荻野川	厚木市	・護岸崩壊	約1億5千万円
	二級河川平作川	横須賀市	・導流堤破損	
	一級河川串川	相模原市	・護岸崩壊	
海岸 (10海岸・ 20箇所)	横須賀三浦海岸	三浦市	・護岸倒壊	約1億1千万円
	三浦海岸	三浦市	・護岸破損	
港湾 (3港湾・ 27箇所)	葉山港	葉山町	・浮き栈橋破損 ・防波護岸破損	約2億2千万円
	湘南港	藤沢市	・護岸フェンス破損	
	大磯港	大磯町	・オンランプ橋防砂柵破損	
合 計				約5億4千万円

4 今後の対応

緊急に復旧する必要がある被害箇所については、既決予算を活用し、利用者の安全確保や被害の拡大を防ぐための応急復旧工事等を実施している。

平成 29 年度 11 月補正予算(案)成立後は、速やかに本復旧工事に着手し、早期の復旧を目指す。

II 平成29年度県土整備局所管公共事業の評価結果について

1 趣旨

県土整備局では、道路や河川等の事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の国庫補助事業及び県単独事業のうち、一定の要件に該当する事業を対象に、平成10年度から再評価を、平成17年度から事後評価をそれぞれ実施している。

平成29年度は、7事業の再評価及び3事業の事後評価を実施したので、その評価結果について概要を報告する。

2 事業評価の概要

(1) 再評価について

再評価は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業等を対象に、事業の必要性や事業進捗の見通し等の視点で評価を行い、事業を継続するか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(2) 事後評価について

事後評価は、事業完了後5年以内の事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業や、過去に再評価を実施した事業を対象に、事業効果の発現状況等の視点で評価を行い、改善措置や今後の事後評価の必要があるか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(3) 評価実施の手続きについて

再評価及び事後評価を実施する際には、県が今後の対応方針案を作成し、学識経験者等の第三者から構成される「神奈川県県土整備局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）」等の審議結果を受け、関係市町村の意見も聴いた上で、「県土整備局公共事業評価検討会議」（県土整備局副局長を議長とし、関係部課長で構成）を開催し、今後の対応方針を決定する。

3 平成29年度の評価結果

(1) 再評価実施事業

平成29年度は、道路2事業、河川2事業、地すべり1事業、海岸1事業、下水道1事業の計7事業について、再評価を実施した。

(2) 事後評価実施事業

平成29年度は、道路2事業、海岸1事業の計3事業について、事後評価を実施した。

(3) 委員会等の審議結果

委員会は5回開催され、再評価6事業について、いずれも県の対応方針案のとおり「継続」とされた。また、河川の再評価1事業については、「神奈川県河川委員会」で審議され、県の対応方針案のとおり「継続」とされた。

事後評価3事業については、委員会で審議され、いずれも県の対応方針案のとおり、「想定した事業効果が発現しているものと考えられ、現時点では、特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はない」とされた。

(4) 評価結果

県では、11月22日に「県土整備局公共事業評価検討会議」を開催し、今後の対応方針として、委員会等の審議結果を尊重し、再評価7事業については「継続」、事後評価3事業については「想定した事業効果が発現しているものと考えられ、現時点では、特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はない」と、それぞれ決定した。

なお、評価結果については、第3回県議会定例会建設・企業常任委員会報告後、速やかに、県のホームページを通じて公表する。

1 神奈川県県土整備局公共事業評価委員会

(1) 委員名簿

委員長	矢島 隆	日本大学 客員教授 公益財団法人区画整理促進機構 理事長〈都市計画〉
副委員長	佐藤 隆雄	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 客員研究員〈防災〉
	中村 英夫	日本大学 教授〈社会基盤〉
	畑中 隆爾	弁護士〈法律〉
	村田 千春	一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長〈産業活動〉
	勝 悦子	明治大学 教授〈経済〉
	中村 幸人	東京農業大学 非常勤講師〈環境〉

(注) 〈 〉に委員の専門分野を記載した。

(2) 公共事業評価委員会の開催状況

開催回	開催日	審議内容
第1回	平成29年7月25日	・平成29年度評価対象事業の概要説明 ・現地調査
第2回	平成29年8月7日	・再評価事業の審議（道路2事業、河川1事業）
第3回	平成29年8月23日	・再評価事業の審議（地すべり1事業、海岸1事業、下水道1事業）
第4回	平成29年9月8日	・事後評価事業の審議（道路2事業、海岸1事業）
第5回	平成29年10月20日	・総括審議

2 神奈川県河川委員会

(1) 委員名簿

委員長	宮村 忠	関東学院大学 名誉教授〈河川工学〉
	山本 晃一	元 公益財団法人河川財団河川総合研究所 所長〈河川工学〉
	岡本 雅美	元 日本大学 教授〈利水〉
	守田 優	芝浦工業大学 教授〈都市水文学〉
	岸井 隆幸	日本大学 教授〈まちづくり〉
	駒井 正晶	慶應義塾大学 名誉教授〈経済〉
	知花 武佳	東京大学大学院 准教授〈河川生態・環境〉
	鎌田 素之	関東学院大学 准教授〈衛生工学〉
	小林 常良	神奈川県河川協会会長（厚木市長）〈自治体行政〉
	服部 敦	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長〈行政〉

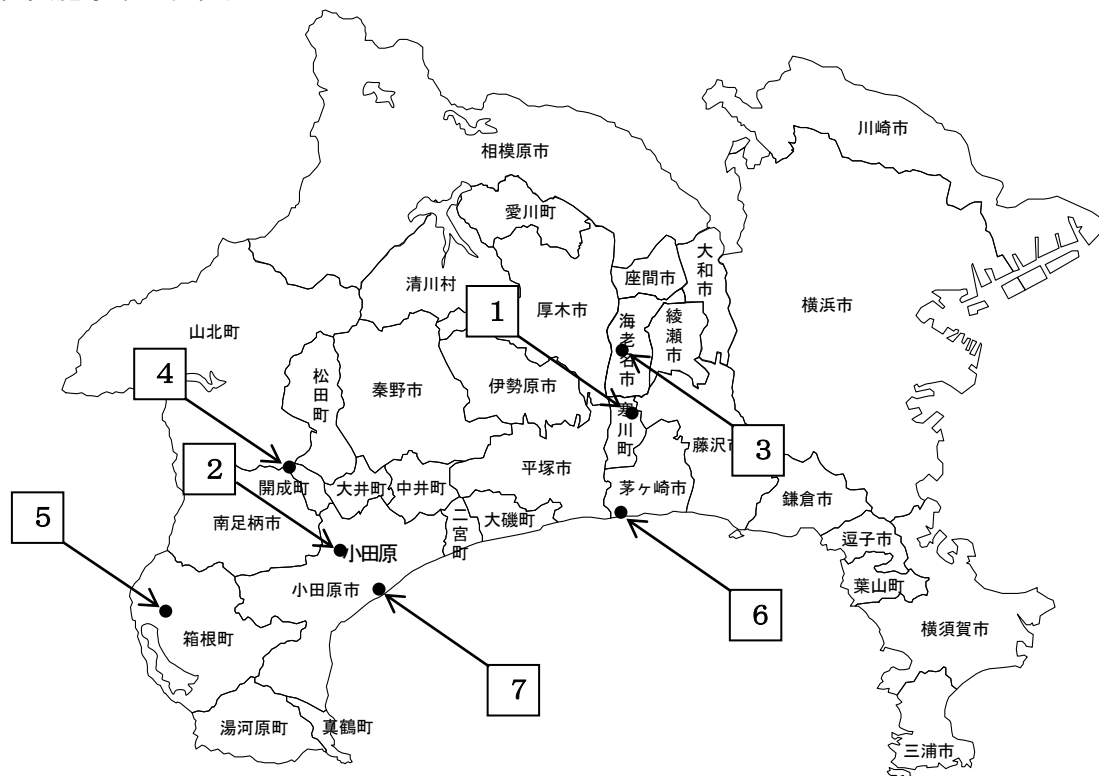
（注） 〈 〉 に委員の専門分野を記載した。

(2) 河川委員会の開催状況

開催日	審議内容
平成29年 8 月 30 日	・再評価事業の審議（河川 1 事業）

3 平成29年度再評価実施事業の概要

(1) 再評価実施事業 位置図



(注) □番号は、再評価実施事業の番号を表す。

(2) 再評価実施事業 一覧表

分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価の 要件(注)	評価 結果
道路	①	県道45号丸子中山茅ヶ崎(仮称)湘南台寒川線 道路改良事業 [藤沢市宮原～寒川町宮山]	ア	継続
〃	②	都市計画道路穴部国府津線(VI期) 街路整備事業 [小田原市府川～蓮正寺]	ア	継続
河川	③	一級河川永池川 河川改修事業 [海老名市杉久保地先 他]	ア	継続
〃	④	二級河川酒匂川 河川改修事業 ※ [南足柄市斑目地先他]	イ	継続
地すべり	⑤	早雲山地区 地すべり対策事業 [箱根町強羅]	ア	継続
海岸	⑥	茅ヶ崎海岸(中海岸地区) 海岸高潮対策事業 [茅ヶ崎市中海岸3丁目地先]	イ	継続
下水道	⑦	酒匂川流域下水道事業 [小田原市西酒匂地内 他]	イ	継続

※神奈川県河川委員会において、河川整備計画と併せて再評価の審議を実施。

(注) 「再評価の要件」アは、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業
イは、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業 を示す。

4 平成29年度事後評価実施事業の概要

(1) 事後評価実施事業 位置図



(2) 事後評価実施事業 一覧表

分野	番号	事業名 [事業箇所]	事後評価 の要件(注)	評価結果
道路	①	県道42号藤沢座間厚木（I期） 道路改良事業 [厚木市関口～三田]	ウ、エ	想定した事業効果は十分に発現しており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要はない。
〃	②	都市計画道路城山曾比線（IV期） 街路整備事業 [小田原市久野]	エ	想定した事業効果は十分に発現しており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要はない。
海岸	③	湯河原海岸（門川地区）海岸高潮対策事業 [湯河原町吉浜地先]	ウ	想定した事業効果は十分に発現しており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要はない。

(注) 「事後評価の要件」ウは、全体事業費が10億円以上の事業
エは、過去に再評価を実施した事業 を示す。

Ⅲ 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図るなど、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布された。これにより、都市公園法（以下「法」という。）及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）が改正され、平成29年6月15日に施行されたことから、神奈川県都市公園条例（以下、「条例」という。）について所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 都市公園の標準面積について

住民一人当たりの都市公園の標準面積（以下、「標準面積」という。）は、政令の基準を参酌して条例で定めることとされており、現行の条例では、政令と同様の基準（県内全体で10平方メートル、市街地においては5平方メートル）を定めている。

政令の改正により、地方公共団体等が土地所有者と契約を締結し、地域の人々が利用できるよう公開された緑地（以下、「市民緑地」という。）については、都市公園と同等の機能を果たすものと評価し、標準面積から控除することになった。

条例においても、標準面積から市民緑地の面積を控除するよう改正する。

(2) 運動施設率について

「運動施設の敷地面積の総計」と「各都市公園の敷地面積の総計」の比率（以下、「運動施設率」という。）は、政令で全国一律に100分の50を上限とされていたが、政令の改正により、都市公園を管理する各地方公共団体が、政令の基準を参酌して、新たに条例で定めることになった。

本県の県立都市公園については、政令の基準を上限とすることで支障がないと考えられることから、運動施設率の上限を100分の50と定めるよう条例を改正する。

(3) 公募対象公園施設の建ぺい率の特例について

都市公園において公園施設として設けられる建築物の建ぺい率は、法及び政令の基準を参酌して条例で定めることとされており、現行の条例では法及び政令と同様の基準を定めている。

法及び政令の改正により、公募によって選定された民間事業者が、都市公園において設置する飲食店等の収益施設（以下、「公募対象公園施設」という。）については、特例として建ぺい率を100分の10上乗せできることになった。

条例においても、公募対象公園施設については、政令と同様の基準で建ぺい率を上乗せできるよう改正する。

3 今後の予定

平成30年2月 県議会第1回定例会に条例改正議案提出

平成30年4月 改正条例の施行

IV 由比ガ浜地下駐車場・片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の選定基準について

由比ガ浜地下駐車場・片瀬海岸地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）の指定管理者の募集については、平成29年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会において、募集条件、選定基準の考え方等について報告したところである。

このたび、地下駐車場の指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のとおり定めたので報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上（50点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、団体のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5
2 施設の維持管理	(1) 駐車場の維持管理	①海岸に面した地下駐車場の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方 ②保守点検業務、清掃業務、警備業務等についての実施方針	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10
	(2) 利用者への対応、利用料金の設定	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業や接客対応等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	10
4 事故防止等安全管理	(1) 日常の事故防止、緊急時の対応	①通常業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	10
5 地域と連携した魅力ある施設づくり		①地域や関係機関との連携・協力の考え方 ②オリンピック等を含む地域イベントへの協力、行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等の取組内容 ③地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (25 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、団体のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	地下駐車場（納付金施設） $25 \text{ 点} \times \frac{\text{提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）}}{\text{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}}$ 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。	25

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	5
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後の予定

平成30年 1月	指定管理者の募集開始
4月～5月	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回定例会に、指定管理者の指定議案を提出
平成31年 4月	指定管理者による管理運営開始

V 河川の減災に係る取組について

1 経緯

平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊等、近年、各地で甚大な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国や市町村とともに「神奈川県大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を平成29年5月に設置して、河川の減災対策の強化を図っている。

2 協議会の概要

(1) 目的

県・横浜市が管理する全ての一級・二級河川118河川を対象として、沿川32市町村において、河川管理者、県、市町村等が、減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、施設では防ぎきれない大洪水が必ず発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

(2) 構成

県：県土整備局河川下水道部長、土木（治水）事務所・センター所長
 安全防災局安全防災部長、地域県政総合センター所長
 市町村：市町村長（横浜市は区長等）
 国：横浜地方気象台長

3 取組状況

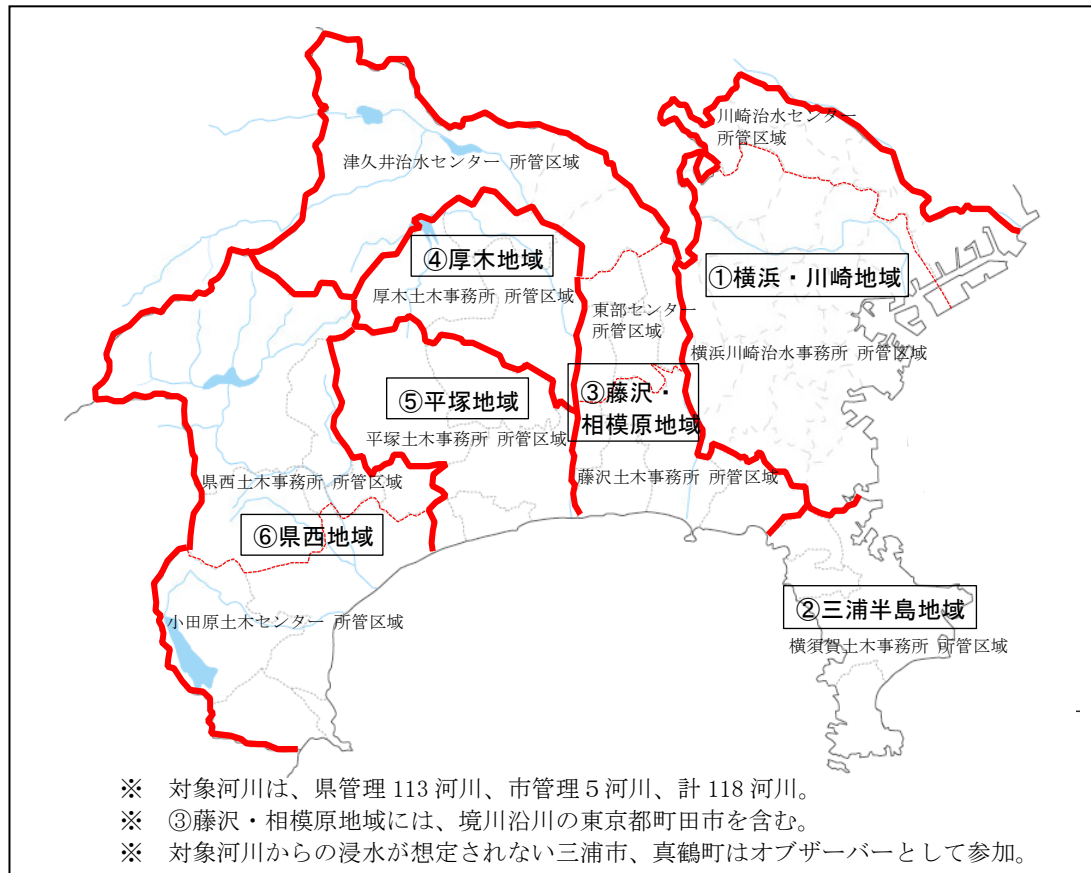
これまでに、大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最少化」といった減災のための目標を設定するとともに、主な課題と対策について整理した。

表1 主な課題と対策

	課 題	対 策（実施機関）
ハード 対 策	1 河川の整備は、完成までに 相当な期間を要する	<ul style="list-style-type: none"> 整備効果の高い箇所から、計画的な護岸や遊水地等の整備（県・横浜市） 重点的に堆積土砂の撤去を実施（県）
ソフト 対 策	2 計画規模以上の降雨に対する 洪水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図やハザードマップの見直し（県・市町村）
	3 洪水の状況をより詳細に把握	<ul style="list-style-type: none"> 水位計の増設（県）
	4 適切なタイミングでの避難 勧告	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインの整備（県・市町村）
	5 夜間や大雨・暴風時における 確実な情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の改良や防災ラジオの配布（市町村）
	6 住民一人ひとりの防災意識 の向上	<ul style="list-style-type: none"> 小学生等を対象とした水防災教育の実施（県・市町村・気象台）

現在、概ね5年間に実施する取組方針を策定するため、県内を6地域に分け、地域の実情に応じた検討を進めている。

図1 地域区分



4 今後の取組

平成29年度内に取組方針を策定し、策定後は、毎年出水期の前後に協議会を開催し、フォローアップを行い、計画的に対策を進める。

VI 酒匂川総合土砂管理プランの改定(素案)について

1 策定の経緯

酒匂川水系では、三保ダムや飯泉取水堰などにおける土砂堆積、河川の河床低下や土砂堆積、生態系の変化、海岸の侵食等、様々な課題が顕在化し、また、平成22年9月の台風第9号により、上流の山腹崩壊等によって河川内に大量の土砂が流入し、治水や利水、生物の生育環境に課題が生じた。

これらの対応策を含めた総合的な土砂管理を進めるため、河川管理者のみならず、森林、砂防、ダム、堰、海岸の各管理者等の協力を得て、平成25年3月に「酒匂川総合土砂管理プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。

プランでは、「治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した土砂環境の改善を目指す」ことを基本方針とし、関係機関が連携して、流域全体で必要な対応策を実施することとしている。

また、プランのフォローアップは、学識者や漁業関係者などからなる「酒匂川水系土砂管理検討委員会」で意見を聴きながら、行うこととしている。

2 改定の経緯

プランでは、策定後概ね5年間を第1段階、その後の概ね5年間を第2段階、その後を第3段階とし、実施段階ごとに点検と再検討を行ったうえで次の段階に進むこととしている。

平成29年度末で、プラン策定後5年が経過することから、第1段階の対応内容を点検するとともに、平成30年度を初年度とする第2段階以降の対応を再検討し、プランを改定することとした。

3 改定(素案)の概要

(1) 第1段階(平成25年度～平成29年度)の対応内容と成果

喫緊の課題であった平成22年台風第9号による土砂環境変化の回復を目指し、対応策を実施した。また、流域が一体となって総合的な土砂管理に取り組むため、関係行政機関からなる「酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議」を設置し、連携を強化した。

表1 第1段階の主な対応内容と成果

エリア	主な対応内容と成果
土砂生産域	対応策：森林の保全・再生、砂防堰堤の整備 ・森林機能の回復効果が発揮された。 ・溪流環境の回復・保全、土石流に対する被害軽減が図られた。
ダム域	対応策：三保ダム貯水池の浚渫 ・貯砂ダムの状況は、概ね回復した。
河道域	対応策：中下流域・堰上下流で堆積土砂の除去、上流域で床土工設置、樹木伐採 ・河道の状況は、概ね回復し、現状では農業や水道の安定取水に支障は生じていない。
海岸域	対応策：海岸の養浜、国直轄による西湘海岸保全施設整備事業に着手 ・二宮町の一部の海岸において砂浜が回復した。

(2) 第2段階（平成30年度から概ね5年間）の対応方針

第1段階の対応により一定の成果が得られたこと、また、土砂流出、ダムや河川での土砂堆積、河床低下、生態系の変化、海岸の侵食など、従前からの課題に引き続き対応する必要があることから、第1段階の対応策を継続して実施していく。

また、河道域において、ダムに堆積した土砂を、ダム下流の河川内に置いて水の力により流す「置き砂」の試行を新たに実施する。試行にあたっては、土砂還元効果や河川環境への影響についてモニタリングを行っていく。

4 今後の予定

平成29年12月～平成30年1月 県民への意見募集

平成30年2月 「酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議」に報告

「酒匂川水系土砂管理検討委員会」から意見聴取

県議会第1回定例会建設・企業常任委員会に改定案を報告

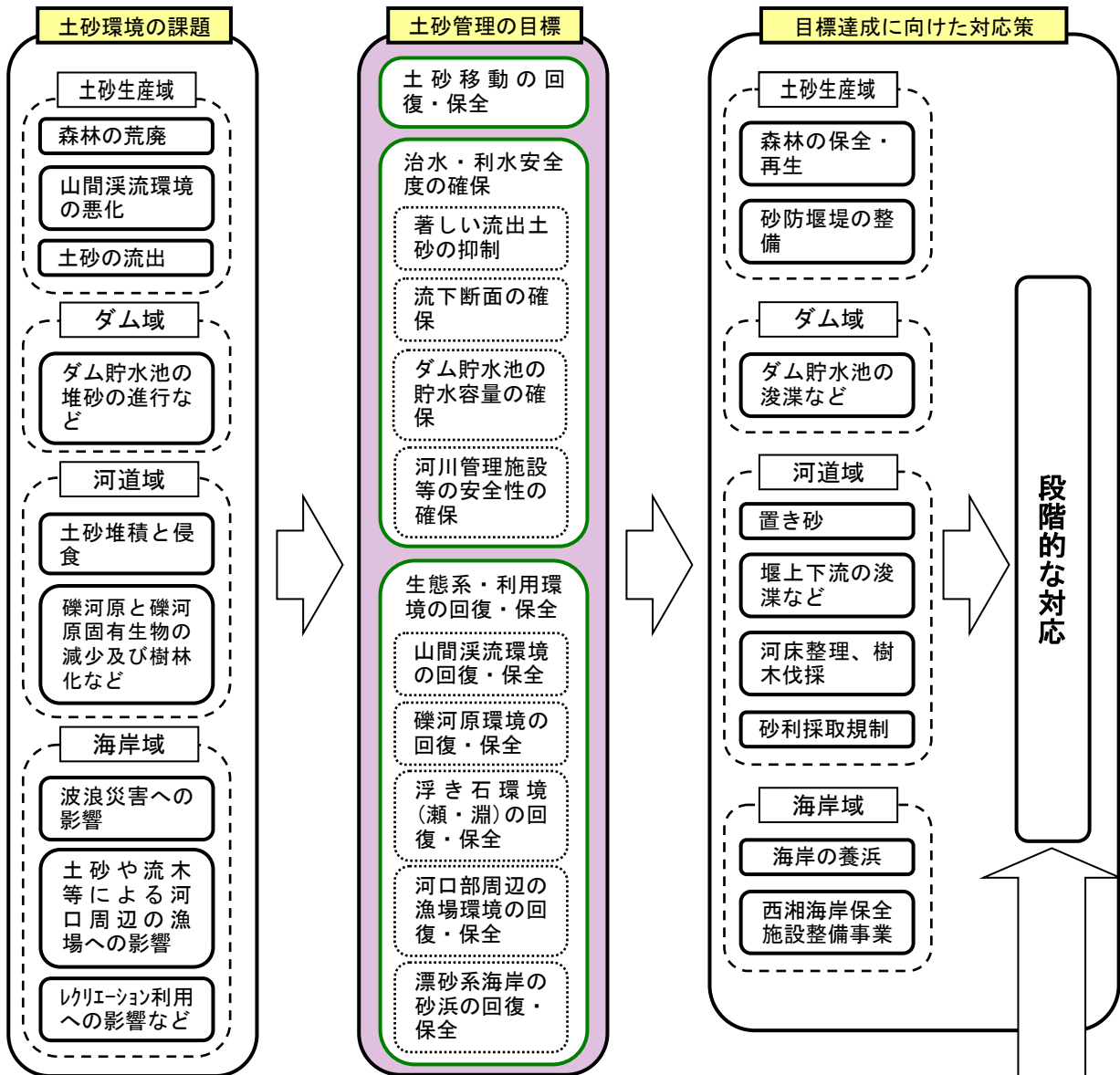
平成30年3月 酒匂川総合土砂管理プラン改定

酒匂川総合土砂管理プランの概要

基本方針

治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した土砂環境の改善を目指す

PDCAサイクル



豪雨などによる突発的な課題の対応

総合的な土砂管理の推進に向けた仕組み

- ・ 酒匂川水系土砂管理検討委員会（学識経験者、関係行政機関による技術検討）
- ・ 酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議（河川、森林、砂防、ダム、堰、海岸の各管理者及び流域の関係地方公共団体等の連携）

段階的な対応

エリア	対応策	対応主体	第1段階 (平成25年度 ～平成29年度)	第2段階 (平成30年度 ～概ね5年間)	第3段階
土砂 生産域	森林の保全・再生	森林管理者	回復	対応策を実施	
	砂防堰堤の整備	砂防管理者	回復	対応策を実施	
ダム域	ダム貯水池の浚渫	ダム管理者	対応策を実施		
	排砂施設の調査・検討	ダム管理者			必要に応じて、調査・検討
河道域	置き砂	ダム管理者 河川管理者	検討	試行	本格実施
	ダムを利用した流量制御	ダム管理者 河川管理者			必要に応じて、調査・検討
	堰上下流の浚渫	堰管理者	回復	対応策を実施	
	固定堰の改良	堰管理者			必要に応じて、調査・検討
	河床整理	河川管理者	回復	対応策を実施	
	樹木伐採	河川管理者	回復	対応策を実施	
	砂利採取規制	河川管理者	対応策を実施		
海岸域	海岸の養浜	海岸管理者	回復養浜		
			維持養浜		
	西湘海岸保全施設整備事業	海岸管理者	対応策の実施		
内容の見直し			必要に応じて、内容を見直し		

VII 大磯港・真鶴港の指定管理者の選定基準について

大磯港・真鶴港の指定管理者の募集については、平成29年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会において、募集条件、選定基準の考え方等について報告したところである。

このたび、大磯港・真鶴港の指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のとおり定めたので報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上 (50点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、団体のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等		①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5
2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針(大磯港は収入証紙販売業務を含む)	5
	(2) 維持管理業務	①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5
	(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(大磯港にあつては骨材事業者、漁業者等。真鶴港にあつては石材事業者、漁業者、ヨット利用者等。)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5
	(2) 利用者への対応 利用料金 (大磯港のみ)	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方(大磯港のみ)	5
4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針(真鶴港のみ) ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5

評価項目		評価の視点	配点
4 事故防止等安全管理	(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり		①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (25 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、団体のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	大磯港（納付金施設） 25 点× $\frac{\text{提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）}}{\text{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}}$ 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。	25
	真鶴港（県が指定管理者に指定管理料を支払う施設） 25 点× $\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\% 節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から 20\% 以上節減している場合は、積算価格から 20\% 節減した額）}}$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。	

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5

評価項目	評価の視点	配点
9 コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績	5
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後の予定

平成30年 1月	大磯町・真鶴町からの申請書類を受付開始
4月～5月	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回定例会に、指定管理者の指定議案を提出
平成31年 4月	指定管理者による管理運営開始

Ⅷ 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県県営住宅条例は、公営住宅法に基づく公営住宅等の設置及び管理について必要な事項を定めた条例である。

昨今、子どもの貧困が社会問題化している中で、子育て世帯の居住の安定確保が求められていることから、県営住宅において、子育て世帯の入居促進を行うために、所要の改正を行う。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第7次地方分権一括法）により、公営住宅法の一部が改正され、認知症患者等について収入を申告する義務が緩和されたことから、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 子育て世帯の入居促進を行うための改正

ア 子育て世帯向け住宅の入居者資格等の見直し

子育て世帯向け住宅に入居できる入居者資格を、中学校卒業前の者と同居扶養する者とするとともに、入居期間について10年を超えない期間とする。また、収入基準の緩和の対象についても、中学校卒業前の者と同居扶養する者とする。

	改 正	現 行
入居者資格	<u>中学校卒業前の者</u> と同居扶養する者	<u>小学校就学前の者</u> と同居扶養する者
入居期間	<u>10年</u> を超えない期間	<u>9年</u> を超えない期間
収入基準の緩和の対象	<u>中学校卒業前の者</u> と同居扶養する者	<u>小学校就学前の者</u> と同居扶養する者

イ 子育て世帯に対する当選率の優遇

県営住宅の入居者を決定する抽選において、当選率の優遇を行う対象に子育て世帯を追加する。

(2) 第7次地方分権一括法の施行に伴う改正

県営住宅の家賃の決定について、認知症患者等で収入の申告等を行うことが困難な場合は、収入の申告義務を免除する。

3 今後の予定

平成30年2月 県議会第1回定例会に条例改正議案を提出

平成30年4月1日 改正条例の施行（子育て世帯の入居促進を行うための改正の一部については公布日に施行）

IX 神奈川県建築基準条例及び収入証紙に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図るなど、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布された。これにより、都市計画法及び建築基準法が一括して改正され平成30年4月1日から施行されることから、神奈川県建築基準条例及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

2 都市計画法及び建築基準法の改正の概要

都市農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護するために、都市計画法に住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」を追加し、これに伴い建築基準法には当該用途地域における建築可能な建築物の用途や、建築物の形態制限について低層住居専用地域と同様とすることなどが定められた。

[都市計画法]

- 用途地域（12種類）に田園住居地域を追加

(住居系) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（7種類）	(商業系)（2種類）
	(工業系)（3種類）

+

「田園住居地域」

[建築基準法]

- 田園住居地域における建築物の用途規制（建築可能な用途）

- ・ 低層住居専用地域に建築可能なもの

・ 住宅、老人ホーム、診療所等
・ 日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗等（150㎡以内）

- ・ 農業用施設

・ 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
・ 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
・ 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500㎡以内）

- ・ **特定行政庁が特例許可したもの**

・ 農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め許可したもの
・ 公益上やむを得ないと認めて許可したもの

- 田園住居地域における建築物の形態規制（⇒低層住居専用地域と同様）

・ 容積率 : 50~200%	} 都市計画で指定
・ 建蔽率 : 30~60%	
・ 最高高さ : 10m 又は 12m	
・ 外壁後退 : 都市計画で指定した数値	
・ 斜線制限 : 道路斜線、北側斜線（勾配 1:1.25）	
・ 日影制限 : 敷地境界線から一定の水平距離の範囲に日影となる部分を生じさせない時間等を 地方公共団体の条例で指定	

3 神奈川県建築基準条例等の改正の概要

(1) 神奈川県建築基準条例の改正

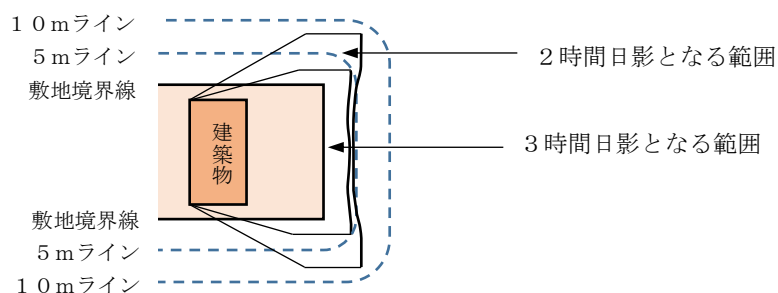
ア 日影による中高層の建築物の形態制限

田園住居地域における建築物の形態制限は、低層住居専用地域と同様と定められたことから、当該用途地域における日影時間については、低層住居専用地域で現在指定している時間と同様の時間を定める。

(県条例による用途地域別の日影時間の指定)

地域又は区域	日影時間		制限を受ける建築物
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え、10m以内の範囲	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	3時間	2時間	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
田園住居地域	3時間	2時間	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	4時間	2.5時間	高さが10mを超える建築物
第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・準工業地域	5時間	3時間	高さが10mを超える建築物

(田園住居地域における日影規制のイメージ)



イ 建築物の用途制限に関する特例許可の手数料

田園住居地域における建築物の用途規制について、農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて特例許可する場合の申請手数料（18万円）を定める。

ウ その他

用語の整理を行う。

(2) 収入証紙に関する条例の改正

用語の整理を行う。

4 今後の予定

平成30年 2月 県議会第1回定例会に条例改正議案を提出

平成30年 4月 1日 改正条例の施行